

千葉県立保健医療大学研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第57条の規定により、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 研究生として入学することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 4年制の保健医療系の大学を卒業した者
- (2) 研究事項について、前号と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、原則として学年の始めとする。

2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、在学期間を延長することができる。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検査料を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (4) その他学長が指定する書類

(選考)

第5条 前条の規定により入学を志願する者については、書類審査及び面接、又はそのいずれかにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところによる入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(指導教員)

第7条 教授会は、研究生の指導教員を定めるものとする。

(授業料等)

第8条 研究生は、研究期間中の授業料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、実験、実習又は実技に要する経費は、必要に応じ研究生の負担とする。

(施設等の利用)

第9条 研究生は、指導教員の承諾を得て研究に要する施設及び設備を利用することができる。

(授業科目の受講)

第10条 指導教員は、研究生に対する指導上必要と認めるとき、又は研究生が特定の授業科目の受講を申し出たときは、当該授業科目の担当教員との協議に基づき、他の学生の教育に支障のない範囲において、研究生に受講させることができる。

(研究報告)

第11条 研究生は、研究期間が終了するときまでに、研究報告書を指導教員を経て、学長に提出しなければならない。

(学則等の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究生については、本学の学則及び諸規程のうち学部 of 学生に関するものを準用する。

(入学許可の取消し)

第13条 研究生が学則若しくは諸規程に違反したとき、又は研究生としての本分に反したときは、学長は、第6条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成22年1月4日から施行する。